

給付金名	支給条件	支給額
育児休業給付金	1歳未満の子どもを育てるために育児休業を取得	休業前の給与の67% (181日目以降は50%)
出生時育児休業給付金 (産後パパ育休)	子どもの出生後8週間以内に育児休業を取得	休業前の給与の67%
出生後 休業支援給付金	両親とも育児休業を取得	上記に13%上乘せ (最大28日間)
育児時短就業給付金	2歳未満の子どもを育てるために時短勤務を実施	時短勤務中の給与の10%

詳細については、厚生労働省HP及びハローワークインターネットサービスをご覧ください



【厚生労働省HP】「雇用保険事務手続きの手引き」
第3編 育児休業給付・介護休業給付・高年齢雇用継続給付編



【厚生労働省HP】
育児休業等給付について

*ハローワークにもパンフレットが備えてあります

第10章教育訓練休暇給付金について

スキルアップやリスキリングに取り組む労働者の方及び、当該労働者の方（従業員）を応援する事業主を支援する制度として、令和7年10月に「教育訓練休暇給付金」が創設されました。

事業所が教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定し、雇用保険一般被保険者が在職中に職業に関する教育訓練を受けるため、連続する30日以上は無休の休暇を自発的に取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

支給対象者については以下の①②の両方の要件を満たすことが必要です。

- ①休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること
 - ②休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間があること
- (離職期間があったとしても、12か月以内であれば離職前後の期間を通算できますが、失業給付等を受給していた場合は通算できません。)

事業主
向け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

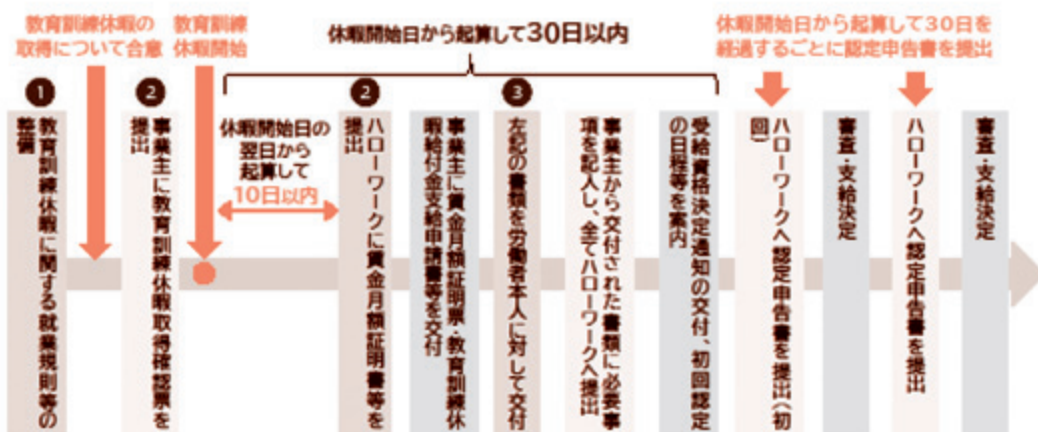
事業主の皆さまへお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。下記の支給までの流れをご確認ください。

注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ



- ① 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- ② 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日の翌日から起算して10日以内に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- ③ 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070707様01

詳細については厚生労働省HP をご覧ください



【厚生労働省HP】
教育訓練休暇給付金

*ハローワークにもパンフレットが備えてあります